

第14号議案

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月20日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会条例

(設置)

第1条 足立区における民設学童保育室の開設に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について、適正かつ効率的に処理するため、区長の附属機関として、足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「民設学童保育室」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第2項の規定により国、都道府県及び区市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う施設をいう。

(所掌事項)

第3条 審査会は、区長の諮問に応じ、補助金の交付に関する事項について調査又は審議する。

(組織)

第4条 審査会は、前条に定める事項に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員6名以内をもって組織する。

(任期)

第5条 委員の任期は、区長が委嘱又は任命した日から調査又は審議が終了する日までとする。ただし、その期間は、1年を超えないものとする。

(会長)

第6条 審査会に会長を置く。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(委員の守秘義務)

第7条 審査会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(会議の非公開)

第8条 審査会の会議は、審査会が調査又は審議に支障がないと認めた場合を除き、公開しない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会	日額 8,000円
------------------------	-----------

(提案理由)

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会を区長の附属機関として設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。